

議案第44号

山陽小野田市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月19日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例
山陽小野田市中小企業振興資金融資条例（平成17年山陽小野田市条例第148号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号を次のように改める。

(3) 起業家支援資金 1,000万円

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第44号参考資料

山陽小野田市中小企業振興資金融資条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(融資の種類) 第3条 融資の種類及びその融資限度額は、次に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) <u>起業家支援資金</u> <u>1,000万円</u> (4) (略)</p>	<p>(融資の種類) 第3条 融資の種類及びその融資限度額は、次に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) <u>独立開業資金</u> <u>500万円</u> (4) (略)</p>